

緊急事態措置協力に係る時短営業等の店舗掲示用貼紙 書き替え例

※次の通り□部分を書き替えて使用することができます。

※8月27日～9月12日分も緊急事態措置支援金の申請の際に必要となります。写真撮影後に書き換え願います。

休業・時短営業等 について（飲食店等）

緊急事態宣言の発令に伴う北海道からの要請に応じ、

8月27日（金）※ から 9月12日（日）までの間、

※遅くとも8月30日（月）以降

- 休業
- 営業時間を5時～20時以内に短縮し、かつ、一定の要件を満たし酒類の提供を11時～19時以内に短縮
- 営業時間を5時～20時以内に短縮

30

木

5

「30分」を挿入 ※酒類提供事業者

※酒類を提供しない事業者

※業種別ガイドラインなど感染防止対策を実施致します。

※営業中にカラオケは利用出来ません。 ※設備を有する事業者

と致します。

事業者名